

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の41の2第1項に基づく法人事業税（以下「事業税」という。）各更正処分及び法72条の46第1項に基づく各過少申告加算金賦課決定処分並びに法55条1項に基づく法人住民税（以下「住民税」という。）更正処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年8月26日付けでした平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度（以下「平成26年3月期」という。）、同年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度（以下「平成27年3月期」という。）及び同年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度（以下「平成28年3月期」といい、平成26年3月期及び平成27年3月期と併せて「本件各事業年度」という。）に係る事業税並びに平成28年3月期に係る住民税の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）並びに本件各事業年度の事業税に係る過少申告加算金の各賦課決定処分（以下「本件各加算金決定処分」といい、本件各更正処分と併せて、以下「本件各処分」という。本件各処分の内容は別紙処分目録記載のとおり。）について、それぞれ

の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件各処分は違法又は不当である旨を主張している。

- 1 法72条の2第1項柱書における「資本金等の額」の減額事由には、本件のように、資本金又は資本準備金の額の減少を伴わず、剰余金により欠損填補した場合も含まれると解すべきである。なぜなら、同規定の減算の趣旨は、事業再生を行う企業に対する課税の適正化であり、欠損金を抱える企業の早期事業再生を支援することにあるからである。
- 2 同様に、法23条1項4号の5における「資本金等の額」の減額事由にも、資本金又は資本準備金の額の減少を伴わずに、剰余金により欠損を填補した場合も含まれると解すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項によりいずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月27日	諮問
平成29年 3月 3日	請求人から口頭意見陳述申立書を受領
平成29年 4月21日	審議（第8回第2部会）
平成29年 4月24日	請求人へ口頭意見陳述を実施しな

	いことの通知を發出
平成 29 年 5 月 23 日	審議（第 9 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 事業税（資本割）

ア 法人の行う事業に対する資本割の課税標準は、各事業年度の資本金等の額によるとされている（法 72 条の 12 第 1 号ロ）。そして、この各事業年度の資本金等の額は、各事業年度の終了の日における法人税法 2 条 16 号に規定する資本金等の額又は同条 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下「過去事業年度」という。）の 1 号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の 2 号及び 3 号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の 1 号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の 3 号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする（法 72 条の 21 第 1 項柱書）。

1 号及び 2 号（略）

3 号 平成 18 年 5 月 1 日以後に、会社法 446 条に規定する剰余金（同法 447 条又は 448 条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法 452 条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

イ 都道府県知事は、事業を行う法人が、事務所等の所在する

都道府県に申告書を提出した場合において、当該申告に係る付加価値額若しくは資本割額が、調査したところと異なるときはこれを更正するものとされている（法 72 条の 4 1 の 2 第 1 項）。

ウ また、申告書の提出期限までにその提出があった場合において、法 72 条の 4 1 の 2 の規定による更正があったときは、都道府県知事は、当該更正による不足税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない（法 72 条の 4 6 第 1 項）。

(2) 都民税（均等割）

ア 均等割額は、資本金等の額に応じた税率が適用される（法 52 条 1 項）。当該資本金等の額は、法人税法 2 条 16 号に規定する資本金等の額又は同条 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額をいう（地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）による改正前の法 23 条 1 項 4 号の 5）。

もともと、改正後の平成 27 年 4 月 1 日以後、請求人においては、法 52 条 1 項の「資本金等の額」は、法 23 条 1 項 4 号の 5 二の規定に基づき、法人税法 2 条 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額と、法 53 条 4 項に規定する連結法人税額の課税標準算定期間の初日前に終了した各事業年度又は各連結事業年度（以下「過去事業年度等」という。）の法 23 条 1 項 4 号の 5 イ(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度等の同イ(2)及び同イ(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の同イ(1)に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の同イ(3)に掲げる金額を減算した金額との合計額とする（法 23 条 1 項 4 号の 5 二及びイ）。

イ(1)及び(2)（略）

イ(3) 平成 18 年 5 月 1 日以後に、会社法 446 条に規定

する剰余金（同法 4 4 7 条又は 4 4 8 条の規定により
資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金とし
て計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を
同法 4 5 2 条の規定により総務省令で定める損失の填
補に充てた金額

イ 都道府県知事は、事業を行う法人が、事務所等の所在する
都道府県に申告書を提出した場合において、申告に係る均等
割額が、調査したところと異なることを発見した時は、これ
を更正するものとされている（法 5 5 条 1 項）。

(3) なお、都知事の事業税及び都民税の賦課徴収に関する権限は、
東京都都税条例 4 条の 3 第 1 項により納税地を所管する都税事
務所長に委任されている。

2 以下、本件について検討する。

(1) 本件各更正処分について

請求人は平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日及び平成 2 6 年 6 月 2 5 日
に、自己株式の処分に伴う剰余金を損失補填目的で処分する決
議をした。しかしながら、本件各規定が、減算できる損失の填
補に充てた額について、「資本金の額又は資本準備金の額を減
少し、剰余金として計上したものに限り」と明確に規定してい
ることからすれば、本件のような自己株式の処分に伴う剰余金
の処分による損失補填の場合までも本件各規定に含めた法の解
釈を行う余地は認められない。そうだとすれば、本件各更正処
分は、法令等に則って行われたものと言え、違法又は不当を認
めることはできない。

(2) 本件各加算金決定処分について

上記(1)のとおり、本件各更正処分に違法又は不当は認められ
ず、また、本件各加算金決定処分においては、本件各事業年度
の事業税の更正による不足税額に 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じ

て計算した金額に相当する過少申告加算金を別紙処分目録のとおり徴収しているのであるから、本件各処分は、いずれも法令の規定に則ったものであって違法又は不当が認められない。

以上(1)及び(2)から、本件各処分に違法又は不当は認められない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、本件各規定には、自己株式処分に伴う剰余金を処分して欠損填補する場合も含めて解釈すべきである旨を主張する。

しかし、上記2(1)のとおり、減算できる損失の填補に充てた額についての規定である本件各規定の「資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものに限る」という文言は明確であり、本件における自己株式の処分に伴う剰余金を処分して損失を補填した場合を含めて解釈することは、法の特例規定である本件各規定の趣旨に反して、特例規定の適用範囲を不当に拡大することになることから、そのような取扱いをすることはできない。また、そもそも行政機関である処分庁は、現行の法令の規定を所与のものとした上でこれに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁においても、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行わざるを得ないものであって、請求人の主張は立法論・政策論の問題というほかなく、請求人の主張をもって、本件各更正処分を違法又は不当と判断することはできない。

以上からすれば、請求人の上記主張を採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙(略)